

申告書は自分で書いてお早めに

税の申告を しましよう



平成20年分の所得にかかる所得税の確定申告と市県民税の申告が始まります。

申告に必要な帳簿や伝票などの整理は、済みましたか。

申告会場では、皆さんが自分で申告書を作成できるよう、職員がアドバイスします。

お早めにご来場ください。

●確定申告(所得税など) 磐田税務署 ☎32-6111(自動音声案内です。)

音声ガイダンスに従って、該当する番号を選択してください)

〒4338-8711 磐田市中泉1-2-4

●市県民税 袋井市役所税務課 ☎44-3109

〒4337-8666 袋井市新屋1-1-1

確定申告の受付期間は

2月16日(月)～3月16日(月)です

申告書は自分で
記入しましょう

確定申告は、前年1年間(1月から12月まで)に得た所得の総決算として、自分で所得金額と税額を計算し、納税する「申告納税制度」です。期間中に忘れずに申告してください。

確定申告書や収支内訳書などを書くことは、難しいと思うかもしれませんが、「確定申告書の手引き」や「収支内訳書の書き方」などを参考に記入すれば、誰でも作成できます。

インターネットからも
簡単に作成できます

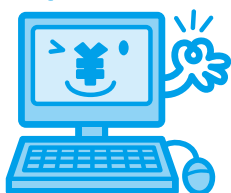
インターネットを利用できるパソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で、画面の指示に従って必要項目を入力すれば、簡単に確定申告書を作成できます。ご家族がパソコンをお持ちの際は、ぜひ協力しあげてください。作成した申告書をプリンターで印刷すれば、添付書類とともに提出することができます(モノクロ印刷でも可)。

●e-Tax(インターネットタックス)を利用しましょう

「e-Tax」は、自宅や職場からインターネットで国税に関する申告や納税、申請、届出などの手続きができる便利なシステムです。

準備に必要なものや手続きの方法など、詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

e-Taxを
利用しよう



必要書類や記入箇所を
確認しましょう

添付する書類が全部そろって
いるか、記入漏れがないか、提出
前にもう一度確認しましょう。

①源泉徴収票(給与や公的年金
などの収入がある方)

②収支内訳書(営業所得・農業所
得・不動産所得のある白色申
告の方)

③青色申告決算書(青色申告の
方)

④証明書(寄附金控除・社会保険
料控除・生命保険料控除・地震
保険料控除など)

⑤領収書及び明細書(医療費控
除・雑損控除など)

⑥振込口座の記入(還付申告を
する方)

⑦認め印押印(やねいん)

市内申告記載会場での
受付方法

市内申告記載会場(下表参照)
は、大変混み合います。

開場は午前9時で、受付の番
号札は配布しません。

申告書は、自分で記入する自
書申告となります。市内申告記
載会場では、職員がアドバイス
を行います。申告書の確認(検

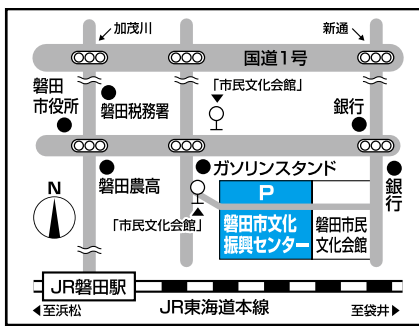
申告記載会場をご確認ください

<市内申告記載会場一覧表>

日	会場	受付時間
2月16日(月)~ 20日(金)	・市役所3階301会議室 ・浅羽会館2階2号会議室	▽午前の部…午前9時 ~11時 ▽午後の部…午後1時 ~3時30分
2月23日(月) 24日(火) 25日(水)	・市役所3階301会議室 ・月見の里学遊館1階も のづくりワークショップ	
2月26日(木)~ 3月16日(月) (土・日曜日は除く)	・市役所3階301会議室 ・浅羽会館2階2号会議室	

受付時間
▽午前の部…午前9時
~11時
▽午後の部…午後1時
~3時30分

<磐田税務署申告記載会場「磐田市文化振興センター」>



日 2月16日(月)~3月
16日(月)(土・日曜日は
除く)
開設時間
午前9時~午後5時
※医療費控除などの還付
申告は、2月12日(木)か
ら受け付けています。

算)は行いません。提出された
申告書に計算誤りなどがあつた
場合、後日、磐田税務署から連
絡がいくことがあります。
自宅などで作成した確定申
告書は、磐田税務署や市内申告
記載会場へ提出してください。
確定申告に関する問い合わせ
は、磐田税務署へお願いしま
す。
☎磐田税務署
32-6111(自動音声
案内です。該当する番号を選
択してください)

申告記載会場は
お間違えなく

申告内容によって会場が異な
ります。申告する内容を下の表
に当てはめて、会場を確認して
ください。会場を間違えると申
告書作成のアドバイスが受け
られません。
磐田税務署申告記載会場(磐
田市文化振興センター)(左地
図参照)では、市内申告記載会
場と同様に税務職員が申告
書の作成、記入に関するアドバ
イスを行います。

あなたの申告記載会場を確認しましょう

「給与」・「年金」・「一時所得(保険の満期など)」・「シルバー人材センターからの配当金」のみの申告ですか

いいえ

はい

営業・農業・不動産収入
がある方、土地や建物・
株式を売った方、株式の
配当収入のある方

初めて「所得税の住宅借入金等特別控除」を行いますか

はい

いいえ

「市県民税の住宅借入金等特別控除」を行いますか

はい

いいえ

給与所得者のうち、年末調整で「所得税の
住宅借入金等特別控除」を受けていますか

いいえ

はい

磐田市文化振興センター

市内申告記載会場

市内申告記載会場または、
磐田市文化振興センター

- ◎市県民税の申告をする方は、市内申告記載会場へお越しください。
- ◎医療費控除の申告をする方は、上の表に当てはまる会場で申告してください。
- ◎すべて記入してある申告書は、どちらの会場でも提出できます。